

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年12月11日
【会社名】	三菱UFJ信託銀行株式会社
【英訳名】	Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役社長 若林 辰雄
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号
【電話番号】	03(3212)1211(大代表)
【事務連絡者氏名】	総務部総務グループ グループマネージャー 菅野 淳
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号
【電話番号】	03(3212)1211(大代表)
【事務連絡者氏名】	総務部総務グループ グループマネージャー 菅野 淳
【届出の対象とした売出有価証券の種類】	社債
【届出の対象とした売出金額】	三菱UFJ信託銀行株式会社 2018年12月10日満期 米ドル建社債 1億2,000万米ドル(邦貨換算額124億320万円)
	三菱UFJ信託銀行株式会社 2018年12月10日満期 豪ドル建社債 1億2,000万豪ドル(邦貨換算額112億6,920万円)
	(三菱UFJ信託銀行株式会社が発表した2013年12月10日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値 1米ドル = 103.36円及び1豪ドル = 93.91円の換算レートで換算している。)
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

関東財務局長に平成25年12月2日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち、売出券面額の総額、売出価額の総額、利率、利息金額、その他未定事項および予定事項が決定いたしましたので、関連事項を下記のとおり訂正するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第2 売出要項

1 売出有価証券

　　売出社債（売出短期社債を除く。）

2 売出しの条件

　　欄外注記

　　売出社債のその他の主要な要項

　　(1) 利息

　　　(a) 本社債の利息

3 【訂正箇所】

訂正を要する箇所及び訂正した箇所には下線を付しております。

第一部【証券情報】

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

【売出社債（売出短期社債を除く。）】

<訂正前>

米ドル建社債

銘柄	売出券面額の総額 又は 売出振替社債の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の所有者の 住所及び氏名又は名称	
三菱UFJ信託銀行株式会社 2018年12月10日満期 米ドル建社債	<u>5,000万米ドル</u> <u>(予定)</u> (注(1))	<u>5,000万米ドル</u> <u>(予定)</u> (注(1))	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 三菱UFJモルガン・スタンレー証券 株式会社 (以下「売出人」という。)	
記名・無記名の別	各社債の金額	利率	利払日	償還期限
無記名式	1,000米ドル	年率(未定)% <u>(年率1.20%から2.20%を仮条件とする。)</u> (注(1))	6月10日および12月10日 (注(2))	2018年12月10日 (ロンドン時間)

注(1) 米ドル建社債は、ユーロ市場で発行（下記「売出しの条件」注(1)参照）された後、日本で売出される。同市場で発行される本社債の額面総額は5,000万米ドル（予定）である。ただし、売出券面額の総額および売出価額の総額は、ユーロ市場で発行される米ドル建社債の券面総額と同額であり、実際の総額は、仮条件に基づく需要状況を勘案した上で決定される。従って、最終的な売出券面額の総額および売出価額の総額は、上記の金額と大きく相違する可能性がある。上記の仮条件は、市場の状況を勘案して変更されることがある。米ドル建社債の利率は、需要状況を勘案した上で、2013年12月11日に決定される予定である。ただし、利率は当該仮条件の範囲外の値となる可能性がある。「第一部、第2 売出要項」に記載する米ドル建社債に関する要項の内容は、2013年12月11日までに条件が決定された上で、2013年12月16日までに調印される予定の最終条件書（以下「米ドル建社債最終条件書」という。）に記載される。

(2) 初回の利払日は、2014年6月10日とする。

豪ドル建社債

銘柄	売出券面額の総額 又は 売出振替社債の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の所有者の 住所及び氏名又は名称	
三菱UFJ信託銀行株式会社 2018年12月10日満期 豪ドル建社債	5,000万豪ドル (予定) (注(1))	5,000万豪ドル (予定) (注(1))	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 三菱UFJモルガン・スタンレー証券 株式会社 (以下「売出人」という。)	
記名・無記名の別	各社債の金額	利率	利払日	償還期限
無記名式	1,000豪ドル	年率(未定)% (年率3.75%から 4.75%を仮条件と する。) (注(1))	6月10日および12月10日 (注(2))	2018年12月10日 (ロンドン時間)

注(1) 豪ドル建社債は、ユーロ市場で発行（下記「売出しの条件」注(1)参照）された後、日本で売出される。同市場で発行される本社債の額面総額は5,000万豪ドル（予定）である。ただし、売出券面額の総額および売出価額の総額は、ユーロ市場で発行される豪ドル建社債の券面総額と同額であり、実際の総額は、仮条件に基づく需要状況を勘案した上で決定される。従って、最終的な売出券面額の総額および売出価額の総額は、上記の金額と大きく相違する可能性がある。上記の仮条件は、市場の状況を勘案して変更されることがある。豪ドル建社債の利率は、需要状況を勘案した上で、2013年12月11日に決定される予定である。ただし、利率は当該仮条件の範囲外の値となる可能性がある。「第一部、第2 売出要項」に記載する豪ドル建社債に関する要項の内容は、2013年12月11日までに条件が決定された上で、2013年12月16日までに調印される予定の最終条件書（米ドル建社債最終条件書と併せ、以下「最終条件書」と総称する。）に記載される。

(2) 初回の利払日は、2014年6月10日とする。

(後略)

<訂正後>

米ドル建社債

銘柄	売出券面額の総額 又は 売出振替社債の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の所有者の 住所及び氏名又は名称	
三菱UFJ信託銀行株式会社 2018年12月10日満期 米ドル建社債	1億2,000万米ドル (注(1))	1億2,000万米ドル (注(1))	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 三菱UFJモルガン・スタンレー証券 株式会社 (以下「売出人」という。)	
記名・無記名の別	各社債の金額	利率	利払日	償還期限
無記名式	1,000米ドル	年率1.78% (注(1))	6月10日および12月10日 (注(2))	2018年12月10日 (ロンドン時間)

注(1) 米ドル建社債は、ユーロ市場で発行（下記「売出しの条件」注(1)参照）された後、日本で売出される。同市場で発行される本社債の額面総額は1億2,000万米ドルである。ただし、売出券面額の総額および売出価額の総額は、ユーロ市場で発行される米ドル建社債の券面総額と同額である。「第一部、第2 売出要項」に記載する米ドル建社債に関する要項の内容は、2013年12月11日までに条件が決定された上で、2013年12月16日までに調印される予定の最終条件書（以下「米ドル建社債最終条件書」という。）に記載される。

(2) 初回の利払日は、2014年6月10日とする。

豪ドル建社債

銘柄	売出券面額の総額 又は 売出振替社債の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の所有者の 住所及び氏名又は名称	
三菱UFJ信託銀行株式会社 2018年12月10日満期 豪ドル建社債	1億2,000万豪ドル (注(1))	1億2,000万豪ドル (注(1))	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 三菱UFJモルガン・スタンレー証券 株式会社 (以下「売出人」という。)	
記名・無記名の別	各社債の金額	利率	利払日	償還期限
無記名式	1,000豪ドル	年率4.25% (注(1))	6月10日および12月10日 (注(2))	2018年12月10日 (ロンドン時間)

注(1) 豪ドル建社債は、ユーロ市場で発行（下記「売出しの条件」注(1)参照）された後、日本で売出される。同市場で発行される本社債の額面総額は1億2,000万豪ドルである。ただし、売出券面額の総額および売出価額の総額は、ユーロ市場で発行される豪ドル建社債の券面総額と同額である。「第一部、第2 売出要項」に記載する豪ドル建社債に関する要項の内容は、2013年12月11日までに条件が決定された上で、2013年12月16日までに調印される予定の最終条件書（米ドル建社債最終条件書と併せ、以下「最終条件書」と総称する。）に記載される。

(2) 初回の利払日は、2014年6月10日とする。

(後略)

2 【売出しの条件】

欄外注記

<訂正前>

注(1) 本社債は、2013年12月19日（以下「発行日」という。）にユーロ市場で発行される。一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、申込期間、受渡期日および発行日のいずれかまたは全てを概ね1週間程度の範囲で繰り下げることがある。本社債は、いかなる証券取引所にも上場されない。

（後略）

<訂正後>

注(1) 本社債は、2013年12月19日（以下「発行日」という。）にユーロ市場で発行される。本社債は、いかなる証券取引所にも上場されない。

（後略）

【売出社債のその他の主要な要項】

(1) 利息

(a) 本社債の利息

<訂正前>

<米ドル建社債>

本社債に対しては、2013年12月19日（「利息発生開始日」）を初日として（同日を含む。）、2018年12月10日（満期日）（同日を含まない。）まで、その額面金額に対して年率（未定）%の利息を付するものとし、2014年6月10日を初回として各年の6月10日および12月10日（その日が営業日でない場合はその翌営業日）（「固定利払日」）ならびに2018年12月10日（その日が営業日でない場合はその翌営業日）（「満期日」）に後払いする。上記規定に従い、各利払日に支払われるべき1,000米ドル当たりの利息金額は、（未定）米ドル（ただし第1回の利払日に支払われるべき1,000米ドル当たりの利息金額は、（未定）米ドル）とする。

（中略）

<豪ドル建社債>

本社債に対しては、2013年12月19日（「利息発生開始日」）を初日として（同日を含む。）、2018年12月10日（満期日）（同日を含まない。）まで、その額面金額に対して年率（未定）%の利息を付するものとし、2014年6月10日を初回として各年の6月10日および12月10日（その日が営業日でない場合はその翌営業日）（「固定利払日」）ならびに2018年12月10日（その日が営業日でない場合はその翌営業日）（「満期日」）に後払いする。上記規定に従い、各利払日に支払われるべき1,000豪ドル当たりの利息金額は、（未定）豪ドル（ただし第1回の利払日に支払われるべき1,000豪ドル当たりの利息金額は、（未定）豪ドル）とする。

（後略）

<訂正後>

<米ドル建社債>

本社債に対しては、2013年12月19日（「利息発生開始日」）を初日として（同日を含む。）、2018年12月10日（満期日）（同日を含まない。）まで、その額面金額に対して年率1.78%の利息を付するものとし、2014年6月10日を初回として各年の6月10日および12月10日（その日が営業日でない場合はその翌営業日）（「固定利払日」）ならびに2018年12月10日（その日が営業日でない場合はその翌営業日）（「満期日」）に後払いする。上記規定に従い、各利払日に支払われるべき1,000米ドル当たりの利息金額は、8.90米ドル（ただし第1回の利払日に支払われるべき1,000米ドル当たりの利息金額は、8.46米ドル）とする。

（中略）

<豪ドル建社債>

本社債に対しては、2013年12月19日（「利息発生開始日」）を初日として（同日を含む。）、2018年12月10日（満期日）（同日を含まない。）まで、その額面金額に対して年率4.25%の利息を付するものとし、2014年6月10日を初回として各年の6月10日および12月10日（その日が営業日でない場合はその翌営業日）（「固定利払日」）ならびに2018年12月10日（その日が営業日でない場合はその翌営業日）（「満期日」）に後払いする。上記規定に従い、各利払日に支払われるべき1,000豪ドル当たりの利息金額は、21.25豪ドル（ただし第1回の利払日に支払われるべき1,000豪ドル当たりの利息金額は、20.19豪ドル）とする。

（後略）